

月例研究発表要旨

第 182 回 1996 年 5 月 22 日
「日本文学の翻訳者ノート
——フランス人の視点から」

Ph. DENIAU

近代仏語の誕生とされる「王の言葉」(la langue du Roy, バリ地方の方言)が国語となったあのヴィレール＝コトレ法令(1539年)以来、フランスでは翻訳家の仕事は常時不信の目にさらされてきた。法律・教育用語であったラテン語そして中世文学の担い手であった諸方言に対して、国語の自律性と権威(神聖さ)がこのような形で主張されて間もなく、詩人 J. デュ・ペレーが『フランス語の擁護と顕揚』(1549年)の中で翻訳に対する数々の批判を表明し、それが翻訳という行為の信用を貶めるため、今世紀まで飽きることなく繰り返し使われてきた。

かの有名なイタリアの諺「裏切りの翻訳者」(traduttore traditore)を引き合いに出して、デュ・ペレーは特に詩の翻訳を「不毛な、又〔目標言語〕の発展に有害な骨折り仕事」と述べている。この仕事で失うものは原典の「発見」力(レトリックの inventio)そして起点言語全体の「表現法」(elocutio)の豊かさである。「作者の範囲を逸脱してはならぬという翻訳の掟」の呪縛から、「各言語にある固有な何やら得体の知れない物(je ne sais quoi)」いわゆる詩的な精髓(genius)は解き放されないと。

こうした根強い不信感の伝統に呼応するように、A. ベルマンの『くよそなるもの』の試練』(*L'épreuve de l'étranger* 1984年)の終章にこうある——「フランスは依然として、〔他国より〕翻訳が少なく、自民族中心主義が攻撃を日増しに受ける中、未だ堅固な牙城を死守する文化圏のままである」(p. 286)。小題に『ロマン主義ドイツに於ける文化と翻訳』をもつこの斬新な翻訳論は、四世紀の間、仏語拡張主義が仏文学の威光と結びついて、翻訳の歴史的、批判的知識の構築をどれだけ阻害し、いかに外来の重要作品の体系的出版の機会を逃したか、示唆してくれる。

むろん日本文学も例外ではない。今例を挙げても末節にすぎぬが、「源氏物語」の二つの英訳は1977~88年に出された仏全訳より遥かに遡ること、特に A. ウェーリーのものには25~33年に出版されている。現代哲学では、96年にやっと最初の主要作品丸山眞男著『日本政治思想史研究』が刊行された。が、今のところそれさえもただ採算に見合わないという理由で第一部のみ。同書の英全訳は既に74年にでている。また著名なブレイヤード版に日本文学が収鑑されるためには97年を待たなくてはならなかった。これは一巻目の谷崎選集で、今まで殆どなかった共訳の成果から生まれたものである。

ここでは130年にわたる日本文学仏訳の詳細な総括図を示すことはできない。1871年早々に「百人一首」の殆どが出版されたが、明治以降の散文学に限っていえば、1910~95年の間に総数250冊、作家85人

(森鷗外から吉本ばななまで、雑誌等掲載短編を含めると、133人)が訳されたことになる。この歴史の課程にあるアンバランスを物語る数字を幾つか挙げてみよう。

* 1988~95年で刊行されたもの130冊、即ちこの8年間年平均16冊のペース(対して52~80年は平均2冊強、40~52年は0冊)。

* 50%の作家は84年以降に訳され(戦後では90%)、そのうち6%が自著を10冊以上訳されている(5冊以上は15%)。

95年まで最多訳の上位3名は一位 井上靖、20冊以上(80年入手可能訳1冊、歴史小説ブーム再来の余波か)、二位 三島由紀夫(10年前は一位)、三位 夏目漱石(80年入手可能訳2冊、現13冊)以下 谷崎、川端、遠藤周作、安部公房、大江健三郎、永井荷風(50年の忘却の末75年に再訳、現7冊)、津島佑子と続く。

戦後2冊以上訳され名の知られた(その一部は英文転訳)、常連3、4人ばかりの散発的出版であったものが、その画一的稀少生産性を脱皮して、突然80年代に生新且つ爛発なる開花が訪れる。特に86~89年の間、五つの短編集(100編余り)の出現で、この頃の仏訳の裾野の広がりを目の当たりにすることになる。

この多様性は異文化文学の受け皿の不足を謂いた出版の分散を或る程度抑えることになった。1910年以来44出版社が日本文学に携わってきたが、この内半分は1冊のみ。もしこの10年程でこの傾向が是正されたとしたら、それは「確かな価値」を好む大手出版社ではなく、東洋趣味の新しい小出版社のお蔭だと言えるだろう。この流れの先駆者として、ピキエ社(86年「アジアはそれに専念せざるを得ない程広大で

ある」をスローガンに設立)は際立つ存在である。そのカタログに載る100余りの作品は日本文芸物全体の25%を越えている。しかしながら、小規模経営では流行に左右され、出版は簡易迅速でなくてはならず、創造的な或いは戦前のものよりも、現代的なムードに溢れた物語文学をしばしば翻訳者に押し付けてくる。芥川がよい例で、明治の多くの作家同様、未だに無視されたまま。そこでは「読者に作者を引き寄せる」という暗黙の了解から原作が選ばれていて、逆の場合は少なく、作品の歴史的、批評的位置付けが付記されることも稀である。

また原典からの翻訳が常識になり(現在転訳は全体の10%程)、文芸畑訳者の真のコミュニティーが築かれたのはやっと85年になってからである。この20年でその数は5倍、凡そ60人に達している。とは言え、ここで日本語教育がもたらした成果を考え合わせると、この数字は驚くにはあたらぬ。それどころか、大学等の日文学者はその内一握りにすぎないのが現状だ。こうした領分分化は昔からの翻訳不信と無関係ではない。同じ分野を対象にしても、専門家と翻訳者の間の壁は、時に同じ実験室内の科学者と技術者より厚い。

では、フランスに於て前例のなかったこの日本文学の受け皿の発展にどのような包括的解釈が可能か? 積年の遅れに対する当然の反応? 単に日本の国際的認知からの帰結?——然り。だが同時に、無言の形態に留まらずあらゆる言葉文化(舞台、映像、モード、テキスト)に及んだ「第二のジャポニスム」の現れでもある。『表徴の帝国』(R.パルト1971年)又『陰翳礼讃』の仏訳(77年)にこの新しい息吹きの胎動

が感じられる。加えて、エキゾチズムの時代（戦前の秘匿的東洋趣味、戦後の画一的な、が必ず、ある種の自民族中心主義を供なったエキゾチズム）はここで終焉を迎える。それはまさに戦後自国の多様な文学論争がいきつく所までいった時代でもあった。

A. ベルマンの考察は、日本語翻訳者たちのこうした尽力を理論的に裏付けるものだが、これは異端の申し子「エキセントリック」が安穏としたエキゾチックを凌駕するだろうことの何よりの証明と言えよう。ベルマンのこの「エキセントリック」は翻訳が一種の試練であることを立証するためのキーワードとして使われている。芸術的気取りの、常軌を逸した美的センスを指すのではなく、「還元主義に対する休みなき闘い、そして我々の言語にやがては立ち現れる外国作品の〈不可視な〉側面へ扉を開く」(p. 287) という発見的 (heuristique) 意味合いを持つ。自国語中心主義の立場からも、他国語に新たに中心を再現することからも、はっきりと翻訳の自律を表明する——言語に偏心的まなざしを持つこと。翻訳者の面目躍如である。日本語からの訳を実際に語学的に分析することでこの理論の証明が待たれるところだ。

長い間背信の汚名を背負い、異文化間の対話のための単なる技術者に甘んじてきた「二人の主人を一度に持った徒」= 訳者が、作品の再生と深淵なる知の創造の中で、その正真正銘の (陰の) 立役者 (l'acteur total) と認められる道はこれをおいて他にない。

(和文作成に当って、妻真由美の助言を参考にしました。)

第 183 回 1996 年 6 月 19 日
「ドレフュス事件とフランス世論
——百年の余韻」

菅野賢治

ドレフュス事件は、フランスの第三共和国において、1894 年から 1906 年まで、十二年にわたって繰り広げられた冤罪事件で、公の場で最も騒がれた 1898 年から 1899 年にはフランスの国をふたつに分裂せしめたとさえ言われている事件である。筆者個人は、1994 年 3 月までパリにいて、事件百年の記念出版、記念行事などが始まりかけた頃に帰国しなければならなかったため、残念ながら身をもって百周年を観察することはできなかったが、それでも、日本にしながら記念出版物はできるだけ入手し、新聞・雑誌で華々しい論争の様子をキャッチするように努めてきたので、今回は、その事件百年を迎えたところで噴出した今日のドレフュス事件論争を紹介し、また、それに先だって、わが国における事件研究の歴史を鳥瞰してみたい。

日本における事件研究の歴史

日本においても、明治三十年から三十二年当時、ロイターを通して外電としてニュースは伝わっており、「ドレイファス」「エステルヘイジー」「ゾーラー」といった英語読みのカタカナ表記で、時事新報、東京日日新聞などが報じている。思想界では幸徳秋水がいち早く事件に注目し、特に小説家であるゾラが果たした政治的役割の重要性を強調する。そして、のちの 1911 年、この幸徳秋水自身が大逆事件に連座して処刑さ

れると、永井荷風は、日本という国には、自分も含めて秋水にとってのゾラとなるような文学者がいなかったと、恥と諦めの入り交じったような気持ちを表明している。また、数年前に亡くなった仏文学者、山田壽先生の父君、山田珠樹が、昭和五年頃、東大で「ゾラ研究」と題して講義を行い、ドレフュス事件とそのなかのゾラの役割に言及した。

しかし、事件の日本への紹介者としては、やはり大佛次郎の名をあげなければならないだろう。その『ドレフュス事件』は、昭和五年、1930年に発表されたが、この年号を頭にいれてもう一度読み直してみると、これが実に驚くべき作品であることがわかる。1930年といえばフランスにおいても、ドレフュスその人を含めて、事件の当事者たちも存命中で、まだ十分に距離をおいた事件史研究が始まっていない時代である。事件の記憶がまだ生々しく、その後遺症もかなり残っており、非常に偏った事件論しか本国フランスにもなかった時代に、これだけ公正な見方で事件の全体像を捉らえた大佛の手法は再評価されてしかるべきだ。

一方、日本ではじめてのドレフュス事件研究書として、黒田禮二『ドレフュス事件研究』（昭和十一年、半座書店）が、大佛のノンフィクションと見事なコントラストを見せている。両者における「軍」と「ユダヤ」に対する態度が、百八十度と違ってよいほどの対称を描いているのである。今日の目からすると、大佛のノンフィクション小説の方が、1930年代の新資料を駆使した黒田の歴史研究よりも信頼に値するという、歴史記述をめぐる一種の逆説が浮かび上がってくる。

百年目のドレフュス事件論争

（発表後半の内容は、本誌「研究ノート」として収録する）

第184回 1996年7月17日

「外国語のカリキュラム改革
——静岡大学の事例」

笹倉一広

発表者は前任校の静岡大学で、大綱化に伴うカリキュラム改革の実施（93年度）、教養部解体に伴う改組（95年度）を体験した。今回の月例研究発表ではその体験に基づき、語学教育カリキュラムの改革の問題点、教養部解体による語学教育担当者の問題などについて報告した。他校の事例であり、その内容をここに記すのは適当ではないので、一橋大学が学ぶべき点をいくつか列挙するにとどめる。

- ①教養教育について全学出動態勢がとられている。
- ②卒業生の追跡調査をし、第2語学がどのように生かされているか、語学教育に対する意見をきいた。
- ③第2希望の語学に戻された学生で自分の希望進路に照らし不都合な場合は、変更を認めている。
- ④全語学教室に原則的にビデオ装置が備わっている。

第 185 回 1996 年 12 月 4 日
「イギリス、アイルランド、
スウィフト」

橋沼克美

1994 年 9 月から 1996 年 3 月までの間、大学から海外研修の機会を与えられ、ケンブリッジ大学とダブリン大学で文献調査をした。両大学の図書館はともに“copy right library”——すなわち、イギリスで出版される全ての書物に対して 1 部ずつ寄贈してもらい権利をもつ図書館——であり、大英図書館を除けば、研究調査には最適の部類に入る。ケンブリッジ大学図書館は期待に違わぬ蔵書の充実ぶりに加え、スタッフもテキパキとしていて利用しやすかった。私の研究対象はジョナサン・スウィフトであり、一次史料として 17・18 世紀の文献を多く調査した。ケンブリッジのトリニティ・カレッジには 17 世紀を代表する建築家クリストファー・レンが設計した図書館があり、そこに「ロスチャイルド・コレクション」というスウィフトの作品の初版本や手稿を数多く含んだものが所蔵されており、その一部は他の稀覯本と一緒に常時ショーケースに陳列されている。

ダブリン大学にはトリニティ・カレッジというひとつのカレッジしかない。この大学は前述のケンブリッジのトリニティ・カレッジに倣って、エリザベス I 世の時に、アイルランドのプロテスタントの子弟の教育機関として作られた。アイルランドが英国の統治下に置かれていた間の大半、ダブリン大学はアイルランドで唯一の大学であった。スウィフトは英国系アイルランド人

で、ダブリン大学を卒業して以後は、アイルランド海峡を何度も行ったり来たりした。空間的にだけでなく、心理的にもスウィフトは両国の間で揺れ動き続けた。そうした足跡を追って、両国にあるスウィフト縁りの地を訪ねることは、図書館での調査にも増して大いに得るところがあった。

第 186 回 1997 年 2 月 14 日
「アルコールとアメリカ文学」

平野信行

ヘミングウェイ、フォークナー、フィッツジェラルド等の作家の 1920 年代から 30 年代にかけての作品には、酒を飲む場面が多い。はじめのうちは、そのこと自体さして気にならなかった。作者が酒好きだからだろうぐらいにしか思わなかった。ところが、ふとした折に、1920 年から 1933 年まで、アメリカには、「禁酒法」(Prohibition Law) という連邦法があったことを知った。それならなぜ酒を飲む場面が多く出てくるのかという疑問を持って調べたところ、この法律は抜け穴 (loop hole) が多いいわゆる「ザル法」であることがわかった。「禁酒法」は、酒を飲むとか飲まないとか、個人の好みに属することを、全国的に取り締るという前代未聞の法律である。憲法修正第 18 条に成文化されているこの法律の要点は、酒の製造、販売、運搬、輸出入の禁止だが、ここには一つ重要なことが入っていない。飲酒を禁止していないのである。これが「抜け穴」の最たるものである。法律の成立は 1919 年 1 月、実施は翌年 1 月、この 1 年間に、ありとあらゆる物を使っての買い溜めが行なわれた。1920 年 1 月以

降は飲めなくなるからである。しかし、じっさいは以降も飲めた。自宅で個人あるいは「真実なる客」は飲んでよかったからである。また、「ニア・ピア」とか「ブリック・ワイン」とかの密造酒も現われた。

アメリカとアルコールの関わりは17世紀初頭の植民からすでに始まっている。この世紀には、ジェイムスタウン(1607)、プリマス(1620)、マサチューセッツ・ベイ(1630)の三つの重要な植民が行なわれたが、そのどれもアルコールが関係している。たとえば、プリマス植民では、航海中にビールが無くなりかけたので上陸した(これは事実ではない)、1630年の植民では、入植者を運んで来た船には、水1に対して3のビールを積んでいた(事実である)という具合である。上陸してからもビールは欠かせなかった。川の水が汚くて飲めなかったし、荒野の開拓という辛い仕事の後の慰めとして大切だったのである。アルコールとは関係ないが、1620年のプリマス植民について、あまり知られていない細かい事をいくつか紹介した。入植地では、ビールのほかに、ラム酒やサイダー等いろいろのアルコール類が作られるようになる。これらは適度に飲んでいるうちは問題ないが、度が過ぎるとやっかいなことになる。そのうちに飲酒を制限しようという動きが出てくる。はじめは個人ないし小グループの運動で、「節酒」であったが、やがて女性キリスト教徒の団体が運動を拡大してゆく。その結果、「禁酒」運動の中で禁酒法制定の要求が出されるのである。

本稿の最初の部分に、ヘミングウェイ、フォークナー、フィッツジェラルド等の作家は酒好きだったのだろうと思つたとあるが、酒好きどころではない。じつは大酒飲

み、今日いうところの「アルコール依存症」にかかっていた。このことを教えてくれたのは、『詩神は渴く』(トム・ダーディス著、秋田忠昭他訳 トバース・プレス刊)という文献で、副題に「アルコールとアメリカ文学」とある。今回の発表題目はこれを借りた。「ア」と「ア」の頭韻を利かしているつもりだけれど、効果のほどは……。

作家がアルコール中毒だったというように私的な事柄に触れることはタブー視されてきた。本書は、その立ち入り禁止区域に踏み込み、フォークナー、フィッツジェラルド、ヘミングウェイ、オニールの四人について、いかに彼らが酒と関わっていたか、詳細な分析を加えたものである。ヘミングウェイとフィッツジェラルドは、各種の伝記から知ることができる。作品を読んでも想像がつく。しかし、オニールとフォークナーは意外だった。とくに、フォークナーは長いこと研究対象にしてきたので、本書に出てくる未知の事柄は衝撃的であった。彼は後天性アルコール耐性の持ち主である。飲んでいるうちに耐性が出来てくるタイプであって、ヘミングウェイのようにもともと飲めたのではない。フォークナーは1929年から30年代中期まで次々と重要な作品を公けにした。そして、驚くことには、この期間は彼のアルコール依存度ももっとも高かったのである。彼は仕事でアルコールを欠かせないと語っている。半端でない量のアルコールを飲みながら、どうして『響きと怒り』、『八月の光』などの傑作が書けるのか。作家の創造力の不思議さを感じるしかない。残念なことに、フォークナーは、アルコール依存症の合併症の一つである心臓発作のため亡くなってしまった。